

## 国際税務

### QI/FATCA/CRS 関連情報

#### ケイマン諸島：FATCA/CRS に関する最新情報

#### ～DITC ポータルがオープン、DITC ポータルのユーザーガイド及び AEOI ポータルと DITC ポータルの相違点を公表～

2020 年 11 月 25 日

2020 年 11 月 6 日、ケイマン諸島国際税務協力局 (Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」) は [DITC ポータル](#) (DITC ウェブサイト (英語)) をオープンし、DITC ポータルのユーザーガイド「[DITC Portal – User Guide](#)」及び DITC ポータルのオープンに関するアップデート「[News & Updates](#)」(DITC ウェブサイト (英語、PDF)) を公表した。今回は、DITC ポータルのオープンに際してアップデートされた事項及び CRS のガイドラインについて簡単に概要を記す。

#### 1. DITC ポータルでのアカウント有効化の方法

旧 AEOI (Automatic Exchange of Information：自動的情報交換制度) ポータルにてアカウントを所有していたユーザーは、DITC から DITC ポータルでのアカウントの有効化手順等を記載した電子メールを受信後 2 週間以内に、電子メール内のリンク先にて旧 AEOI ポータルに登録されているメールアドレスを入力し、画面の指示に従ってアカウントを有効化する必要がある。本電子メールが迷惑メールフォルダに振り分けられ自動的に削除された等の理由で再送を希望する場合には、DITC ポータルのログイン画面で「Forgot Password?」をクリックし、旧 AEOI ポータルに登録済みの email アドレスを入力の上、画面の指示に従って手続を実施することで、電子メールが再送される。

また、DITC ポータルのアカウントの有効化手順等を記載した電子メールを、旧ポータルサイトにて登録していた権限者 (Authorizing Person：以下「AP」) 及び主たる連絡先担当者 (Principal Point of Contact：以下「PPoC」) が退職した等の理由で受信できていない場合には、[委任状](#) (DITC ウェブサイト (英語、Word)) に AP 及び PPoC の必要事項を記入の上、AP から [CaymanAEOIportal@gov.ky](mailto:CaymanAEOIportal@gov.ky) に送付すると、AP 宛の電子メールにて今後の手順を記載について返答される。

DITC ポータルのアカウント有効化、CRS 対象国別申告、CRS 宣誓申告及び FATCA 報告の期限は、先般ご案内のとおり、いずれも 2020 年 12 月 16 日である。旧ポータルに登録してい

たものの、現時点で DITC から新ポータルのアカウント有効化に関するメールを受領していない場合には、早急にご対応いただきたい。

#### 2. 金融機関 (Financial Institution：以下「FI」) リストの表示

旧 AEOI ポータルにて同一の AP 及び PPoC にて登録を行った全ての FI アカウントが、DITC ポータルでは 1 つのアカウントに集約され、旧 AEOI ポータルで登録した全ての FI が Entities Page 上で一覧表示されるようになった。したがって、まずは DITC ポータルにアクセス可能となった後に、旧 AEOI ポータルで登録した FI が全て表示されているか確認が必要である。また、各 FI の FATCA/CRS 報告義務欄に正しくチェックマークが入っているかどうか確認し、チェックマークが入っていない場合には登録情報を変更する必要がある。

GIIN (Global Intermediary Identification Number：グローバル仲介人識別番号) の相違及び期限を超過した報告の実施等により FI の登録内容の修正が必要となる場合には、エラーメッセージが表示される。また、旧 AEOI ポータル上で CRS 対応のために登録されていたファンドや SPC (Special Purpose Company：特別目的会社) が GIIN を保有する場合には DITC ポータル上で GIIN 及び FATCA ステータスの登録が必要となる。なお、FATCA 目的でスポンサー事業体を DITC ポータルへの登録することが不可となった点も留意されたい。今後の FATCA 目的での登録は Entities Page 上で表示される FI について FATCA 報告義務欄にチェックマークを入れることで対応することとなる。

#### 3. CRS 対象国別申告及び FATCA 報告の方法

CRS 対象国別申告及び FATCA 報告は全て DITC ポータル上に XML 形式で提出することが求められる。DITC は報告件数が 50 件以下の CRS 対象国別申告及び FATCA 報告用に XML ファイル作成ツールを開発済みであり、マクロを有効化した Excel ファイルから XML ファイルを作成可能である。旧 AEOI ポータルで許容されたマニュアル入力による報告は不可となった。

#### 4. 複数の FI 間での一括アップロード

以下の事項について同一アカウント内の複数の FI における DITC ポータルへの一括アップロードが可能となった。

- ユーザー（AP・PPoC・補助的ユーザー）登録情報の変更
- CRS 対象国別申告（同一の税務上の居住地国を有する FI に限る）及び CRS 宣誓申告
- FATCA 報告（ゼロ報告を含む）

また、[CRS 遵守状況に係る確認様式](#)（以下「CRS 確認様式」）（CRS Compliance Form DITC ウェブサイト（英語、PDF））は 2021 年に CSV 形式での一括アップロードが可能となる予定である。

#### 5. CRS ガイドラインの更新

2018 年 7 月に公表された「The CRS Guidance Notes version 3.0」に代わり、新たな CRS ガイドライン「[CRS Guidelines](#)」（DITC ウェブサイト（英語、PDF））が最新のものとなる。「CRS Guidelines」にはケイマン諸島の諸法規制と CRS の連関に加えて、CRS 確認様式及びその他対応事項を含む DITC ポータルの概要も記載されている。

その他の対応事項については[前回のニュースレター](#)（2020 年 11 月 16 日号（PDF））をご参照いただきたい。デロイトトーマツのクライアントについては、DITC ポータルユーザーガイド、CRS 確認様式及び様式注釈書の参考和訳及び本ニュースレターに記載の対応事項に関する手順書を作成の上、配布する予定である。

#### おわりに

US FATCA 報告とは異なり、ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して"デロイトネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001